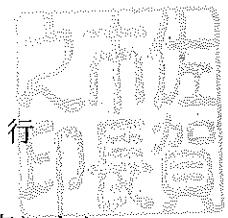


## 諮問書

佐市保幼第358号  
平成29年 8月15日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、  
下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

### 記

#### 1. 諒問事項

監視カメラ設置事業における、個人情報の本人以外からの収集及び保有個人情報の外部提供について

#### 2. 諒問理由

保育所における子どもの死亡等重大事故の発生防止を目的とし、公立4保育所に設置した監視カメラによる個人情報の本人以外からの収集及び、保有個人情報の外部提供については、平成29年1月25日付答申第119号で、適当なものであるとの答申を受けている。

これに加え、昨年神奈川県内の障害者施設で発生した殺傷事件を機に、国は、平成28年度から、教育・保育施設を含む社会福祉施設等が行う防犯対策工事（外構増強工事、監視カメラ設置工事等）に対する補助制度を創設し、教育・保育施設が行う防犯対策強化事業を積極的に後押ししている。

こうした状況を踏まえ、本市の公立保育所及び公立幼稚園においても、不審者侵入防止や犯罪等を抑止し、施設利用者の安全を図ることを目的として、監視カメラを設置する。

#### 3. 所管課

保育幼稚園課

#### 4. 設置時期

平成29年12月中（予定）

## 5. 監視カメラの概要

### (1) 設置場所及び設置台数

施設名	設置場所	撮影場所	設置機器	台数	既・新
川原保育所 (川原町 4番44号)	屋外園舎北側	玄関	監視カメラ	1台	新設
	屋外園舎東側	入口	監視カメラ	1台	新設
	屋内2階遊び場	2階遊び場	監視カメラ	1台	新設
	屋内1階 0歳児室	0歳児室	監視カメラ	1台	既設
	事務室	—	レコーダー	1台	新設
			液晶ディスプレイ	1台	新設
若葉保育所 (日の出一丁 目21番71号)	屋外園舎東側	園庭	監視カメラ	1台	既設
	屋外園舎北側	北側進入路	監視カメラ	1台	新設
	屋内玄関	玄関	監視カメラ	1台	新設
	屋内0歳児室	0歳児室	監視カメラ	1台	新設
	事務室	—	レコーダー	1台	既設
			液晶ディスプレイ	1台	新設
城東保育所 (東佐賀町 4番20号)	屋外園舎東側	園庭	監視カメラ	1台	新設
	屋外園舎北側	駐車場	監視カメラ	1台	新設
	屋内0歳児室	0歳児室	監視カメラ	1台	既設
	屋内玄関	玄関	監視カメラ	1台	新設
	事務室	—	レコーダー	1台	新設
			液晶ディスプレイ	1台	新設
成章保育所 (成章町5番 21号)	屋外園舎西側	駐車場	監視カメラ	1台	新設
	屋外園舎北側	園舎北側	監視カメラ	1台	新設
	屋内玄関	玄関	監視カメラ	1台	新設
	屋内0歳児室	0歳児室	監視カメラ	1台	既設
	事務室	—	レコーダー	1台	新設
			液晶ディスプレイ	1台	新設
本庄幼稚園 (本庄町大字 本庄151番地)	屋外園舎北側	園舎北側	監視カメラ	1台	新設
	屋外園舎東側	園舎東側	監視カメラ	1台	新設
	屋内園舎南西	廊下、園庭	監視カメラ	1台	新設
	屋内園舎北東	廊下、園庭	監視カメラ	1台	新設
	事務室	—	レコーダー	1台	新設
			液晶ディスプレイ	1台	新設

## (2) カメラ稼動時間及び保存方法

- ・常時、撮影を行う（モニターは、各施設の開設時間帯に表示する）。
- ・撮影された画像は、撮影データ保存用のハードディスクに2週間保存する。
- ・以降は、新しいデータを上書き保存することで、古いデータを完全消去する。
- ・事件等が発生した場合は、パソコン等に記録データを移行・保存し、事件検証用の資料として利用する。

## (3) 掲示

- ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

## 6. 記録データの取り扱い

- ・「佐賀市立保育所及び市立幼稚園監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データの取り扱いは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが行う。
- ・平成29年1月25日付答申第119号に時に定めた「佐賀市立保育所事故防止等監視カメラ運用基準」は廃止し、既設の監視カメラも含め、全ての監視カメラの運用は、当該「佐賀市立保育所及び市立幼稚園監視カメラ運用基準」に基づき運用する。

## 7. 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づき取り扱う。具体例として、刑事訴訟法の規定に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合を想定している。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

## 佐賀市立保育所及び市立幼稚園監視カメラ運用基準

### (目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市立保育所及び市立幼稚園における監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、次の施設に設置する。

- ・佐賀市立川原保育所（佐賀市川原町4番44号）
- ・佐賀市立若葉保育所（佐賀市日の出一丁目21番71号）
- ・佐賀市立城東保育所（佐賀市東佐賀町4番20号）
- ・佐賀市立成章保育所（佐賀市成章町5番21号）
- ・佐賀市立本庄幼稚園（佐賀市本庄町大字本庄151番地1）

2 監視カメラを設置した場所には、通行人の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

### (監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、各施設の所長及び園長とする。
- 3 取扱者は、各施設職員の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データを適正に取り扱わなければならない。

### (記録データの取り扱い)

第4条 記録データは、専用のハードディスクに2週間保存する。

- 2 保存後2週間を経過した記録データは、新しい記録データを順次上書き保存することで、古いデータを完全消去する。
- 3 事故、不審者進入、犯罪等が発生した場合は、パソコン等に記録データを移行・保存し、検証用の資料に利用する。
- 4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

### (記録データの提供等の制限)

第5条 記録データは、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この基準は平成29年 月 日から実施する。